# かわさき資産マネジメントカルテ案〈資産マネジメントの 第2期取組期間の実施方針〉に対するパブリックコメント 手続の実施結果について

### 1 概要

川崎市では、公共施設の老朽化による財政負担の増大・集中への懸念や、本格的な少子高齢社会の到来による行政ニーズの変化などの公共施設を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、資産マネジメントの取組推進の今後の考え方や方向性などを「かわさき資産マネジメントカルテ案〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉」として取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、8通(意見総数26件)の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する 本市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

題 名	かわさき資産マネジメントカルテ案 〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉の策定について
意見の募集期間	平成25年12月20日(金)~平成26年1月20日(月)(32日間)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・市政だより(12月21日号)への掲載 ・閲覧用資料(案、概要版)の設置 設置場所:区役所、かわさき情報プラザ ・配布用資料(概要版)の設置 設置場所:区役所、支所、出張所、連絡所、行政サービスコーナー、シティ セールス・広報室、市民館(分館含む)、図書館(分館含む)、教育文化会館、 市民ミュージアム、公文書館、かわさき情報プラザ、(公財)生涯学習財団
結果の公表方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・閲覧用資料の設置 設置場所:区役所、かわさき情報プラザ

#### 3 結果の概要

意見提出数 (意見件数)	8通 (26件)
(1) 電子メール	3通(9件)
(2) F A X	2通 ( 6件)
(3) 郵 送	0通(0件)
(4) 持 参	3通(11件)

### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続の実施により、「かわさき資産マネジメントカルテ案」の趣旨に沿った御意見、今後の取組を推進する中で参考とさせていただく御意見のほか、「かわさき資産マネジメントカルテ」の内容を充実させる御意見がありましたことから、一部の御意見を反映し、「かわさき資産マネジメントカルテ」を策定します。

### 【御意見に対する市の考え方の区分説明】

A: 趣旨を踏まえ、「カルテ」に反映させるもの

B:「カルテ案」の趣旨に沿ったもの

C: 今後の取組を推進する中で参考とさせていただくもの

D:「カルテ案」に対する質問・要望であり、市の考え方を説明・確認するもの

E: その他

#### 【御意見の件数と対応区分】

		項目	A	В	С	D	E	計
(1)	「カルテ」	全般に関すること	2	1		3		6
(2)	「戦略1	施設の長寿命化」に関すること	1	1			1	3
(3)	「戦略 2	資産保有の最適化」に関すること		1	1	5	5	1 2
(4)	「戦略3	財産の有効活用」に関すること		1	1			2
(5)	「資料編」	に関すること	1			1		2
(6)	その他						1	1
		合 計	4	4	2	9	7	2 6

## 御意見の要旨と本市の考え方

## (1) 「カルテ」全般に関すること(6件)

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
1	資産マネジメントの推進に当たっては、市長のトップダウンにより、オール 市役所の体制でやることが望ましいと 考える。	御意見のとおり、資産マネジメントの 取組推進に当たっては、全庁的な意見を 集約・調整し、合意形成を図ることが大 変重要であることから、資産マネジメン トの取組に関する全庁的な合議機関と しての庁内委員会を 2009 (平成 21) 年 度から設置しています。また、取組に学 識者等の専門的見地からの意見を反映 するための外部有識者委員会を 2010 (平 成 22) 年度から設置しています。 「カルテ案」では、こうした合議機関 等の推進体制の記載がありませんでし たので、新たに、「資産マネジメントの 推進体制」として、第 2 章に記載いたし ます。	A
2	マネジメントサイクルにおける「調査」の過程において、特に、施設統廃合の際の民間施設との合築を検討する場合には、大学等の研究機関や、民間のシンクタンク等との連携が有用である。 そうした点についても記述すべきである。		A
3	将来、首都直下型地震の発生が予想されていることから、災害時において市の施設が機能不全に陥らず、本来業務及び震災時の緊急業務に対応できるよう、BCP(業務継続計画)の視点を盛り込むことが重要であると考える。川崎市においては、すでにBCPが定められていることから、それと連携した資産マネジメントに取り組むべきであり、そのことを盛り込むべきである。	業務継続計画は、震災発生時において、業務の継続・早期復旧を実現し、市民・事業者の生命・生活・財産を守ることを目標として策定しており、災害時において適切に業務を実施するためには、災害時に重要な役割を担う施設の日頃からの修繕等の保全が重要と考えております。 そのため、保全実施のための優先度判定においては、地震防災上重要となる施設を評価する「施設別重要度」を評価項目の一つとしています。 また、施設の適正配置に当たっては、災害時の施設の役割も念頭に置いた検討を進めてまいります。	В

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
4	資産マネジメント推進部署は、一つの 部署を指しているのか。それとも、複数 の部署の総称なのか。	「資産マネジメント推進部署」とは、 学校施設、市営住宅、その他の庁舎等建 築物、道路、橋りょうなど、施設の種類 別に、主体となって全体状況のとりまと めや分析を行い、長寿命化等の取組を推 進する複数の部署を指しています。	D
5	第1期の実施方針の効果・検証を行い、そこで明確になった課題や反省点もきちんと示すべきではないか。例えば、第1期では、KPI(重要評価指標)の設定やモデルケースの選定を行っていたがそれらはどうなったのか。また、第1期の取組の効果・検証について、戦略3に関する記述はあるが、戦略1と戦略2に関しても明記すべきである。	2010 (平成 22) 年度策定の「川崎版 P R E 戦略かわさき資産マネジメントプラン (第 1 期取組期間の実施方針)」におけるモデルケースによる検討・検証に基づく資産マネジメントの手法について、「施設の長寿命化」に関しては、P. 74~P. 99 に記載しては、P. 74~P. 99 に記載しております。また、K P I について、監査等の適正規模化」に、具体的な施設の指標値に関しては、「人口 10 万人の施設を計場でに関しております。なお、取組効果について、「施設の長寿命化」や「資産保有の最適化」の第 2 としております。なお、や「資産保有の最適化」の第 2 としております。なお、や「資産保有の最適化」の第 1 期取組期間の3年間の効果としておりませんが、「カルテ案」P. 21 ~P. 24 の「公共建築物の修繕費・更新間で見込まれる第 1 期取組期間において、今後 20 年間で見込まれる第 1 期取組期間におります。	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
6	第1期の実施方針には、「資産マネジメントシステム」及び「資産カルテ」を整備するとあるが、それらはどうなったのか。すでに完成しているならば、どのようなデータを管理し、それをどのように活用しているのか明記すべきである。	資産マネジメントシステムは、2012 (平成24)年度から稼働しており、これ に収集した資産データを登録し、作成し た「資産カルテ」に基づき、「資料編 用 途別施設の状況」を作成しています。	D

## (2) 「戦略1 施設の長寿命化」に関すること(3件)

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
7	施設の長寿命化の取組において、庁舎 等建築物では、建築部位・設備ごとに保 全対策を検討しているが、この考え方は 学校施設においても必要だと考える。区 分している理由がよく分からない。	学校施設についても、建築部位・設備 ごとに適切な保全が必要であると認識 しており、2013 (平成 25) 年度策定の「学校施設長期保全計画」におきまして、建築部位・設備の耐用年数を整理し、おおります。「カルテ案」にはこうした取組についる。 第3章の「3 学校施設の長寿命化のの取組」に記載いたします。 「カルテ案」にはこうした取のであります。「カルテ案」にはこうした取のでありませんでの表別であるにのの表別である。 第3章の「3 学校施設の長寿命化」については、 用金、構造等が共通する施設群を単位に方針を定め、取組を進めることが効率的を表えております。 そのため、本市では、公共建築物を、「市営住宅」、「学校施設」、これらいのよりである「庁舎等建築物」の3つに区分した上で、それぞれで、以外の3つに区分した上で、それぞれで、状況に応じた建築部位・設備ごとの目標のよいります。	A

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
8	施設の長寿命化には賛成である。民間 商業施設などとは異なり、行政の施設は 新築、豪華絢爛である必要は全く無い。 ただし、古いながらも利用の安全には 十分な配慮が必要である。	社会教育施設、福祉施設、学校施設、 市営住宅等の建築物や、道路、橋りょう など、施設の種類・特性に応じ、定期的 な施設点検等の適切な管理を行い、利用 の安全性を確保しながら、「施設の長寿 命化」を進めてまいります。	В
9	先日の武蔵小杉駅のエスカレーター 事故では、事故後、緊急点検を実施した との報道があったが、まず、そうした事 故がないよう日頃の管理が肝要である。 また、東日本大震災の際のシンフォニ ーホールの天井崩落事故を踏まえれば、 施設の設計段階からの綿密な精査が必 要であるとも言える。 こうした事故を受け、川崎市では、ど のような対応を行っているのか。	本市が管理するエスカレーターについては、従来から定期の事門業者に委託し、実施するとともに、利用頻度のいては、部の交換を早めに行うなど、ります。の交換を早めに行うなど、ります。の変換を早めに行うなど、明確保の徹底に努めております。、事故の原因については、本市も協力に取り組んでまいります。併等、安全な利用に関する啓蒙活動にも取ります。また、ミューザ川崎の一部である川崎シンフォニーホールについては、本市が設計した施設ではなく、都市再生機構)から2003(平成15)年に取りると基準法等に基づくよる新たな技計する場合においても、建物を取得しても、の建築基準はあいたことが、施設の建築に関しては、従来からの建築に関しては、近来が、東日本大震災を受け、国による本市が設計する場合においても、まではなく、都市手生機構)から2003(平成15)年に取得したもからの建築と関しては、従来がでする場合においてまから、まかられたことがあります。	E

## (3) 「戦略2 資産保有の最適化」に関すること(12件)

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
10	他都市との比較において、公共施設の 稼働率、定員に対しての充足率等の利用 状況も指標として用いるべきではない かと思う。	「カルテ案」P.84~P.90の「会議室等の適正規模化」のとおり、複数年度の稼働率、収容率(定員に対する実際の利用者数)等を曜日別、時間帯別等に収集し、調査、分析を行い、また、可能なものについては他都市との比較を行うなど、利用状況を踏まえた「資産保有の最適化」の検討を進めてまいります。	В
11	小中学校数が政令指定都市の中で最も少ないとのことだが、必要な施設は建設するべきだと考える。一方で、人口は減少していくと推測されているので、有効利用するために転用する施設を想定しながら整備を進める必要がある。	「カルテ案」P.11~P.12のとおり、本市の公共建築物の床面積はこれまで増加してきており、この主な理由としては、児童生徒数の増加に対応した学校の分離新設・増築等が挙げられます。本市では、本格的な少子高齢社会の到来とともに、引き続く人口増加も見込まれておりますので、御意見のとおり、こうした行政ニーズの増加・変化に対応した必要な施設整備は、今後も進めていくべきと考えております。一方で、本市の総人口は2030(平成42)年度をピークにその後減少していくことが想定されています。また、それより前の2020(平成32)年度には、5歳から14歳までの人口がピークを迎え、その後は減少に転ずる見込みとなっていることから、2020(平成32)年度からの5年間を学校施設のコンパクト化検討期間と位置付け、財政支出の平準化を目的に、2025(平成37)年度以降の学校施設整備の方向性を検討してまいります。施設の転用については、その検討を行う上での参考とさせていただきます。	C

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
12	施設の利用者が少なければ、これを増やす努力も必要である。 利用する市民館は、料金が安い割には使い勝手がよく、これで、仮に利用者が少ないとの判断であれば、それは、ただのPR不足であると考える。また、川崎市には市民館の数が少ないと考える。	市民館は、公民館と文化会館(大ホール)の二つの要素を備えた社会教育の中核的な施設として、交通結節点の利便性も考慮した上で、原則、各区に地区館を1館、これを補完する形で分館を設置しています。また、利用実態については、各区、地区によって差異はあるものの、カルテ案P.187に示すとおり全体で年間約8万件の利用があり、本市の社会教育施設の拠点として利用されているものと考えていますが、引き続き、利用率の向上を図るため広報等に努めてまいります。	D
13	施設総量についての基本的な方向性は、将来の人口減少、高齢化、生産年齢人口減少による税収減少、財政の硬直化などを考慮すると、縮減であると考えられるので、そのことについて明記することを要望する。例えば、「必要性無」と判定された施設は、維持費削減のため早期に廃止・売却されることが望ましいと考える。	横須賀市においては、1992(平成4) 年度を人口のピークとし、今後将来においても引き続く人口減少が見込まれる 一方、本市においては、2030(平成42) 年度までの人口増加が見込まれており、 さらに本格的な少子高齢社会の到来等 による今後の行政ニーズの変化も踏ま えれば、施設の現在の利用状況等をもっ て、一概にその転用、廃止等を判断する	D
14	「施設総量の縮減」を目標とすることで、初めて、原則として「新規建設は控える」、「統廃合の検討」、「建て替えによらない施設維持」、「建て替える場合には整備・維持費用縮小の重視」などの方向性を持った基本方針を立てられるが、「カルテ案」では目標が不明瞭なため、方針の方向性が見えなくなっているように感じる。再考をお願いしたい。	ことが難しい状況にあります。 また、本市では、こうした行政ニーズの増加・変化に対応した必要な施設整備は、今後も進めていくべきと考えており、そうした中での持続可能な財政基盤の構築に向け、「カルテ案」P.21~P.24の「公共建築物の修繕費・更新費の将来見通し」を踏まえ、第2期取組期間における資産マネジメントの取組の主体を「施設の長寿命化」としたところでもあ	D
15	横須賀市の施設のあり方を検討するための施設のグループ分けでは、チェック1 (廃止・売却か/存続か) ⇒チェック2 (チェック1で存続検討とした施設について、転用か/現状維持か) ⇒チェック3 (チェック2で現状維持検討とした施設について、建て替えか/現状維持か)といった評価を順に行うことで、あいまいな評価結果にならないような工夫がされている。 このような工夫を、評価手順に加えて欲しい。	ります。 ただし、本市においても 2030 (平成 42) 年度に人口のピークを迎えた後は、 人口減少が見込まれておりますので、こ れに向けた長期的な取組課題として、施 設単体の利用状況等の観点や、適正な施 設配置等の広域的観点により、着手可能 なところから「資産保有の最適化」の取 組を進めてまいりたいと考えておりま す。	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
16	何をもって「市民ニーズ」の有無を判断するのか、基準があいまいである。また、施設の廃止・売却の判断時において、市民の声を聞くための手順が具体化されていないように思える。市民の声を直接聞く手順について明記することを望む。	市民ニーズの有無は、対象施設と類似施設の利用状況の比較検討や、日頃からの市民等の御意見などを参考に、把握に努めてまいります。 また、施設の廃止等を行う際には、利用者や地域への十分な説明を行うとともに、特に、市民生活に影響を及ぼす重要な施策推進を伴う施設の再編等に際しては、市の共通ルールとして定めたパブリックコメント手続条例に基づく手続きを活用し、広く市民からの意見聴取に努めてまいります。	D
17	大阪都構想の際に、府と市のサービスの重複解消が主要目的の一つになっていたと記憶しているが、川崎市の場合はどうか。 国、県、近隣の市と連携して、施設が重複しないようにやりくりをし、私たちの子供、孫の世代に余計な負担が掛からないようにしてもらいたい。 (同様意見他1件)	本市は、1972(昭和47)年の政令指定都市行の際の保健・福祉、教育、制工を制力を指定をおいる事務・権限が出たのの保健・福祉、教育、の別野におる事務・権限が出たの役割、原等との役割を進まれた。一方にでは、明等との役割を進めてまりました。一方にでが開連されて、大きなどによる、自然のでは、現行の地方による事務・権限が明政をは、現行の地方にはある事をは、いかののことは、現行のののより自治では、現行のののよりを対したがある。このことは、現行のののようににある事を対したがの移譲に基づく民にから、対したがの検討を進めていると、道府県とよって、関連を進めていると、道府県とは、国でも、道府県とは、国でも、道府県ととの検討にも、直にも検討にいることを通じたがら、二重での解消にいることを通じたがら、二重を対しているには、対しているには、対しているには、対しているには、対している。	E

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
18	国からの補助金で建設した施設は他の目的に利用できないと聞いたことがあるが、既存施設の有効活用のためには、補助金のあり方や制度について、国に対して要望・要請していくことも必要である。	各府省の承認基準等の弾力化が図られたことにより、国からの補助金を財源の一部として建設した施設のうち、10年を経過したものの転用等については、原則、国への報告等の手続きを行うことで、補助金の返納が求められなくなっております。  今後、施設の転用等を具体的に検討していく中で課題等を整理し、必要に応じて国等との調整を行ってまいります。	Е
19	利用が 60 歳以上に制限され、利用者 が少ない「老人いこいの家」を廃止し、 次の案のとおり、有効利用を図るべきと 考える。 案1:地域のコミュニティ施設として町 内会活動やお花鑑賞など文化教養の活 動を行う。 案2:民間保育園の施設として貸付け、 待機児童を減らす。 案3:首都圏直下型地震においては、特 に、木造密集地区での火災による多数の 死者が想定されているので、跡地を防災 用の機械や消防用器具の備蓄基地とし て利用する。	御意見のとおり、待機児童解消や、災害時を想定した対策強化は重要な施策であり、資産マネジメントにおいても、これらの施策推進と連携し、余剰施設の活用等の取組を進めていく必要があると考えております。 一方で、施設の廃止・転用については、現在のみならず将来的な施設需要も見定めるとともに、利用者や地域の重要性や利用者ニーズとの比較考量を行うなど、特に慎重な判断が必要であると考えております。 また、現在、介護予防拠点として位置付けている老人いこいの家については、一定数の利用者がおり、今後の更なる事業の対象を表しては、高齢者を表しているという。	Е
20	緊急の課題となっている保育園の不 足を補うため、こども文化センターを廃 止し、民間保育園として再利用すべきで ある。 なお、こども文化センターの活動は、 小学校の空き教室を利用して継続する。	全体の方向性を見定めながら、あり方の検討を進めていく必要があると考えております。 学校施設については、現在、一部地域における住宅開発等に伴う児童生徒の急増対策が急務となっておりますが、5歳から14歳までの人口は2020(平成32)年度にはピークを迎え、その後減少に転ずる見込みとなっております。そのため、2020(平成32年度)からの5年間をコンパクト化検討期間として位置付けておりますので、いただいた学校施設の転用に関する御意見については、今後の検討の際の参考とさせていただきます。	Е

## (4) 「戦略3 財産の有効活用」に関すること(2件)

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
21	「基本的な視点」に記載の、愛着と誇りを共有できる暮らしやすいまちづくりへの寄与を念頭に置いた取組を推進するという視点は、特に大切だと考える。 その意味でも、戦略3の財産の有効活用の取組の中で挙げられた不法占拠対策は重点的、かつ徹底的に全市を挙げて推進することが急務である。不法占拠状態を看過するような状況が常態化すると、ルール無視の人間やモラルの無い人間、マナーの悪い人間が居やすくなり、町は次第に荒廃が進み、ひいては都市の価値が失われていく。市の価値を毀損する人に対しては断固たる措置を取ることを願う。	市民の貴重な財産である市有地を適策を行い、現理するため、現要に応じた囲いでは、必要に応じた囲いであるでは、不法占拠のでは、不法占拠が発見など、不法占拠が書のでは、不法占拠が書のでは、には、には、には、当時では、では、に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	В
22	市有財産の有効活用の一環として、太陽光発電の導入を積極的に推進すべきである。特に、学校等の教育施設や市営住宅において屋根貸しを積極的に実施し、市の歳入確保に取り組むべきである。	本市では、地球温暖化対策推進基本計画の基本政策の1つに再生可能エネルギーの利用を位置づけ、2012(平成24)年度までに、太陽光発電設備を川崎駅東口駅前広場タクシーシェルターや5つの区役所を含む20箇所の公共施設と50箇所の市立小中学校、合わせて市内70箇所に導入し、地球温暖化対策や有効活用(経費の節減)等の取組を推進しています。 御意見をいただきました市営住宅や未導入の教育施設についても、他の自治体における事例を参考としながら、施設の規模や構造、日照条件、事業者の採算性などを踏まえ、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。	С

## (5) 「資料編」に関すること(2件)

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
23	資料編 P. 332「図表 6-19-8 市営住	御意見を踏まえ、読みやすい図表に差	A
	宅の分布と土地有効利用度」の文字がつ	替えます。	
	ぶれていて読めない。図表を差替えるべ		
	きである。		
24	資料編の記述をもう一歩踏み込むべ	各施設群のデータについて比較を行	D
	きである。施設の概要、利用状況及び修	えるようにするため、平均築年数の比較	
	繕費等について記述されているが、それ	等のデータを、「資料編」のまとめに記	
	について資産マネジメント的な視点か	載しております。なお、一部の施設群に	
	らコメント(見解)を加えるとより充実	ついては、こうしたデータなどを活用し	
	した資料となる。そのためには、各利用	た上で、P.102「(2)施設状況を踏ま	
	状況や費用に係るベンチマークが必要	えた今後の取組の方向性」に資産マネジ	
	になるものと考える。	メント的な視点からの見解を記載して	
		おります。	

## (6) その他 (1件)

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
No. 25	従前、川崎市は都市基盤や街並みの整備を計画的・戦略的に十分進めてきたとは言えず、インフラの脆弱さが、市が本来有すべき魅力・活力を削いでいて、都市イメージ改善の足を引っ張っている面がある。 余剰地の活用は、こうした立ち遅れている「まちづくり」の基盤整備を進展さ	適切な施設余剰地を活用してまちづくりを行うことは効果的であり、計画的・戦略的なまちづくりを考える上で、必要なことだと認識しております。本市の広域拠点である川崎駅周辺においては、老朽化のため更新時期が近づいていた公的住宅団地や民間の土地利用転換などの契機を捉え、公共事業や民	E E
	世る活用方法である、再開発事業や区画整理事業、道路拡幅整備の種地や代替地として有効に優先利用していくことが、最終的に市民全体に広く恩恵を還元できる一番の方策だと考える。とりわけ東京・大手町地区で行なわれているような、エリア全体の機能更新を継続して順番に実施していく連鎖型再開発事業の種地として活用していくことが、一過性の事業に終わらない最有効の余剰地活用方法と考える。	間再開発を連鎖的に積み重ねることで、 土地利用の誘導と都市基盤の整備を進めてきました。 同じく広域拠点である武蔵小杉駅周辺においても、老朽化のため更新時期が近づいていた中原市民館や中原図書館を、駅に近い別街区の再開発ビルに移転させ、それぞれの跡地を、新たなまちづくりを行う種地として活用するなど、計画的・戦略的にまちづくりを進めてきたところです。 2013(平成25)年1月1日時点の商業地における公示価格上昇率では、川崎駅周辺の公示地が1位、武蔵小杉駅周辺の公示地が2位となっており、これも、おれます。	
		ります。 なお、こうした取組については、街区 毎に土地所有者の事業への参画、生活再 建、地域住民の理解など様々な課題があ りますが、今後も、街区毎の熟度に応じ たまちづくりを行い、事業主体や時期の 異なる各事業を有機的に結びつけるこ とで、計画的に土地利用の誘導を図るこ となどにより、魅力にあふれ、賑わいの あるまちづくりを推進してまいります。	